

死亡に伴うお手続きに関してよくある質問

Q：死亡届の手続きをしたので、市役所での手続きはしなくて良いですか？

A：多くの場合、お手続きが必要となります。

【主なもの】

健康保険：国民健康保険に加入していた方は、葬祭費等のお手続きがあります。

後期高齢者医療保険に加入していた方は、葬祭費等のお手続きがあります。

ご遺族が、社会保険から国民健康保険に切り替える方は、加入手続きが必要です。

年金関係：年金を受給されていた方のうち、生計が同一で三親等内の親族がいる場合は、未支給年金等が請求できる場合があります。

年金受給前でも、国民年金の納付期間が一定以上あり、生計が同一で三親等内の親族がいる場合は、死亡一時金等の請求ができる場合があります。

税金関係：亡くなった方の課税状況や続柄により、お手続きが必要な場合があります。

その他：おくやみハンドブックをご覧ください、不明な点はお問合せください。

Q：年金関係の手続きは市役所で出来ますか？年金事務所に行く必要がありますか？

A：受給されていた年金の種類により、市役所で手続き出来る場合と、年金事務所での手続きとなる場合があります。

※詳しくは最寄りの年金事務所にお問合せください。

市民課国民年金担当窓口でも、必要な書類のご案内やお手続きに関するご案内ができる場合がありますので、国民年金担当へお立ち寄りください。

Q：「死亡の記載のある戸籍」が必要ですが、すぐに取得できますか？

A：交付可能になるまで、日数を要します。また、「死亡届を提出された役所」や「亡くなった方の本籍地」の状況によってもかかる日数が変わります。

※詳しくは死亡届を提出された役所または本籍地の役所にお問合せください。

Q：（亡くなった方の）保険証などが見つからないのですが、手続きは出来ますか？

A：可能です。証書類に不足があった場合は、状況に合わせてご案内します。

Q：（亡くなった方の）マイナンバーカードはすぐ返納しないといけませんか？

A：マイナンバーカードや通知カードを窓口へ返納された場合、その方のマイナンバーを確認することができなくなります。相続などの手続きにおいてマイナンバーの提示を求められることがありますので、諸手続きが済むまで保管しておいてください。